

神奈川県在宅医療推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県における在宅医療の推進を図るため、「神奈川県在宅医療推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療の確保に関する課題の抽出とその対応策の検討に関すること。
- (2) 在宅医療と介護との連携体制の構築に関する課題の抽出とその対応策の検討に関すること。
- (3) その他在宅医療の推進に係る必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会の委員は30名程度とし、次に掲げる者の中から選定する。

- (1) 保健医療関係者
 - (2) 福祉関係者
 - (3) 介護保険事業者職員
 - (4) 地域包括支援センター職員
 - (5) 地域団体職員
 - (6) 市町村職員
 - (7) 県保健福祉事務所長
 - (8) 学識経験者
- 2 委員の任期は令和6年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の在任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 協議会で協議する課題等の具体的な検討を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の構成、庶務その他の必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

この要綱は、平成29年10月13日から施行する。

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	機関名	
保健医療関係者	公益社団法人神奈川県医師会	
	公益社団法人神奈川県歯科医師会	
	公益社団法人神奈川県薬剤師会	
	公益社団法人神奈川県看護協会	
	公益社団法人神奈川県病院協会	
	神奈川県地域リハビリテーション三団体協議会	
	一般社団法人神奈川県医療ソーシャルワーカー協会	
関係者 福祉	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	
職員 介護保険事業者	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会	
	一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会	
	一般社団法人神奈川県訪問看護ステーション協議会	
	公益社団法人神奈川県介護福祉士会	
支援センター職員 地域包括	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会横浜市篠原地域ケアプラザ	
	綾瀬市基幹型地域包括支援センター (福祉部地域包括ケア推進課)	
職員 地域団体	神奈川県民生委員児童委員協議会	
	公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会	
市町村職員	横浜市	医療局疾病対策部がん・疾病対策課
		健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課
	川崎市	健康福祉局地域包括ケア推進室
	相模原市	健康福祉局保険衛生部医療政策課
		健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課

	横須賀市	福祉部健康長寿課
		福祉部地域福祉課
	藤沢市	福祉部高齢者支援課
		福祉部地域共生社会推進室
	茅ヶ崎市	福祉部高齢福祉介護課
		保健所地域保健課
保健福祉 事務所長	神奈川県保健福祉事務所長等所長会	
学識経験 者	学校法人日本大学	
	神奈川県立保健福祉大学	